

## ～転出される方へ～

富山市にお住まい中は、市政発展にご協力いただきましてありがとうございました。転入手続きは、新しい住所地に住み始めた日から14日以内に新住所地の市区町村役場でおこなってください。

(正当な理由がなく届出をしないときは、過料に処されることがありますので、ご注意ください。)

### 転入手続きに必要なもの

- ・マイナンバーカード又は通知カード及び転出証明書又は住民基本台帳カード・認印  
※本人確認書類の提示を求められる場合があります。

#### 1 【住民基本台帳カード又はマイナンバーカードをお持ちの方（特例転出）】

転出証明書は発行されませんので、住民基本台帳カード又はマイナンバーカードと認印を持参して新住所地で転入の手続きをしてください。カードは新住所地でも引き続き使用可能です。顔写真付の住民基本台帳カード又はマイナンバーカードを持参の場合は、転入手続時にカードの住所変更手続を行います。

なお、転入手続の際にはカード発行時に登録した4桁の暗証番号が必要になります。暗証番号をお忘れの場合は再設定を行いますので、富山市または転入先の市町村にお問い合わせください。

#### 2 【通知カード又はマイナンバーカードをお持ちの方が国外に転出される場合】

カード返納届を添えてカードの返納を願います。

#### 3 【異動年月日や転出（予定）地が変更になった場合】

転出証明書をお持ちの方は新しい住所地にそのまま転出証明書を持参し、変更事項を申し出て転入の届出をしてください。

特例転出の手続きをされた方は住民基本台帳カード又はマイナンバーカードを持参し、新住所地にて変更事項を申し出て転入の届出をしてください。

#### 4 【転出がとりやめになった場合】

転出証明書と印鑑をお持ちのうえ、速やかに富山市役所市民課、各行政サービスセンター、各中核型地区センター又は各地区センターで転出取消の手続きをしてください。

※一部地区センターでは取り扱いできる業務が限られておりますので、ご利用前にお問い合わせください。

#### 5 【国外へ転出された方が帰国して転入届をする場合】

パスポート・戸籍謄（抄）本・戸籍の附票・印鑑を持って新しい住所地へ転入の届出をしてください。

#### 6 【転出届後に富山市の住民票や印鑑証明書が必要になった場合】

事前に富山市役所市民課へご相談ください。届出の状況によって証明書が発行できる場合とできない場合があります。

ご不明な点などございましたら下記までご連絡ください。

富山市役所市民課 〒930-8510富山市新桜町7番38号 076-443-2050

国民健康保険	保険年金課	076-443-2065	国民年金	保険年金課	076-443-2067
後期高齢者医療	保険年金課	076-443-2063	介護保険制度	介護保険課	076-443-2041
障害者の福祉	障害福祉課	076-443-2056	子どもの福祉	こども福祉課	076-443-2055
保育所	こども支援課	076-443-2165	幼稚園	学校教育課	076-443-2135
小・中学校	学校教育課	076-443-2134	上下水道	上下水道局	076-432-8587
			ごみ(戸別有料収集)予約専用	環境センター	076-428-4040